

学校いじめ防止基本方針

春日井市立石尾台中学校

1 いじめの定義といじめの防止についての基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第二条より）

本校でもこの定義にもとづいていじめの防止にあたることとする。

(2) いじめの防止についての基本的な考え

本校では、いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為である、という考えのもと、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、組織的に、いじめの未然防止、早期発見に努め、適切に対処することで、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめを防止するには、いじめの未然防止・早期発見・対処が効果的に行われることが重要である。本校では、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的にいじめの未然防止・発見・対処にあたることとし、事案を特定の教職員が抱え込むことがないようにする。

(1) いじめ・不登校対策委員会の構成

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を加える。

(2) いじめ・不登校対策委員会の役割

以下の事柄を適切に行う。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒への意識啓発

教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、多様性を認め、相手を思いやる心の醸成を図る。

イ 自治活動の活性化

生徒会や学級委員会などの生徒自治組織を中心に、生活を自分たちでよくしていく活動を活性化する。生徒同士の結びつきを深めたり、責任ある行動をとったりすることができるよう様々な活動を仕組み、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める生徒の育成を図る。

ウ 信頼関係の構築

生徒同士の関わりを大切にし、お互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整える。

エ 授業の充実

指導方法を工夫し、学ぶ楽しさや、できる充実感を生徒に味わわせることで、生徒の「自己肯定感」を高める。

オ 教職員研修の充実

本校のいじめ防止基本方針を全教職員で共通理解し、生徒理解やいじめ対応など、実践するための研修を計画的に行い、教職員の資質向上に努める。

カ 情報モラル教育の推進

インターネット利用のルールやマナーについての理解を深め、本校の生徒がネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

キ 保護者への情報発信

学年だよりやホームページ等を通していじめの未然防止に向けた連携・協力を呼びかける。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 生徒へのアンケートによる実態調査と集計

年間2回以上、全校一斉に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないよう努める。実態ができる限り明らかになるよう、具体的な質問内容にし、その集計結果および分析内容を教職員で共有する。

イ 教育相談の実施（学期に一回）

各学期に生徒一人一人と教育相談を行い、生徒が相談しやすい環境を整える。

ウ 日頃の観察場面の活用

（ア）スクールライフノート・心の天気

生徒は、日々の心情や学校生活の様子を記録する。教師は、学校生活ウォッチャーで生徒の心の天気やコメントを確認することによって、生徒の心情の変化をとらえ、生徒理解につなげる。

（イ）生徒観察

授業時間だけでなく、学校生活すべてにおいて生徒の様子の観察に努める。

エ 情報の共有

定期的に、情報の共有を行い、具体的な指導方針、指導方法について確認する。

オ 外部機関の活用

外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、以下の基本をおさえながら指導する。

ア 複数の教職員で事実確認をし、正確な事実の把握に努める。

イ 事実が確認されたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、次のような手順を基本として組織的に対応する。

① 「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、対応方針を決定し、全教職員に周知する。

② 全教職員で対応を実行するとともに、経過を生徒指導主事に報告する。

③ 生徒指導主事から、経過と効果について全教職員に報告する。

- ④ いじめが解消された後も、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、個人面談、家庭連絡等で被害生徒のケアを継続するとともに、加害生徒の支援を行う。
- ウ 「被害者生徒を守り通す」という姿勢で対応し、加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察・児童相談所等の関係機関との連携のもと取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告するとともに、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
重大事態とは、次のようなものが挙げられる。
 - ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ その他、「いじめ・不登校対策委員会」において重大事態だと判断したとき。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、常に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。

6 その他

長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

